概 要 書 面

2025年 1月改訂

～ 入会を希望される方へ ～

はじめまして！

この度は、私たち“株式会社オードビー・ジャポン”にご関心をお持ちいただき
ありがとうございます。これより本書面で、会社案内・取扱商品・購入条件と
ボーナスなどのご説明をさせていただきますので、ご覧いただければ幸いです。

本書面は、特定商取引法第37条第1項の規定による「概要書面」に相当します。
本書面の内容を十分にご確認・ご理解いただいた上でご契約ください。
ご入会にあたりましては、登録費用並びに年会費などは不要です。
ご不明な点、疑問点につきましては弊社までお問い合わせください。

会員の方へ

本書面は「特定商取引法に関する法律」の第37条第1項により、お誘いする方に交付することが義務付けられている書面です。
お渡しする際には下欄に交付年月日・会員番号・氏名・住所・電話番号・携帯電話番号（任意）を必ず明記してください。

交付した会員の記入欄	
交付年月日	
会員番号	氏名
住所	
電話番号	携帯電話番号（任意）

Eau-de-Vie Japon

株式会社オードビー・ジャポン

〒103-0004
東京都中央区東日本橋3-2-4　八光ビル2階　　TEL 0120-882-474　　FAX 0120-001-423

会社情報

会　社　名	：	株式会社オードビー・ジャポン		
本社所在地	：	東京都中央区東日本橋3-2-4　八光ビル2階		
代表取締役	：	原　浩一		
設　　立	：	2002年（平成14年）10月		
資　本　金	：	3,000万円		
T　E　L	：	03-6667-0897	フリーダイヤル　（通話）	0120-882-474
F　A　X	：	03-6667-0963	フリーダイヤル　（FAX）	0120-001-423
消費者相談窓口	：	0120-882-474		
主要取引銀行	：	三菱UFJ 銀行 / みずほ銀行 / 三井住友銀行 / ゆうちょ銀行		
営業時間	：	午前9：30 ～ 午後5：30（月～金） 土・日曜日、休・祝日、年末年始は休業		
ホームページ	：	http://www.e -d-v-j.co.jp		

Eau-de-Vie Japon

企業理念（本物・真実そして誠実）

私たちは「美と健康と痩身」に関連する独自性のある商品を開発し、自信を持って社会にご提案をいたします。
そして商品が社会に受け入れられた成果として、まず第一に「努力された皆様方の生活の安定」を作り上げ、さらに、ご愛用者の皆様にご奉仕して参ります。
また、日本が向かっている高齢化社会に何らかの形で貢献することが、企業としての責任と考えております。

本物とは... お客様が求めている商品を開発し、ご提供すること。

真実とは... 商品の品質、臨床結果など販売に関わる情報すべてに「偽り」が無いこと。

誠実とは...努力され実績を残されている皆様の「安定した生活」を作り上げること。
並びにご愛用者皆様へのご奉仕をすることです。

販売方法

オードビー･ジャポンは、カヴァリエ（代理店）募集人数"を各都道府県ごとに設定しています。
その会員募集については、"ネットワークビジネス"で行います。そして設定した人数に達した地区は順次、会員募集を打ち切り、「卸地区」に変更いたします。すべての地区が「卸地区」になった時点で、ネットワークビジネスから"販社制"に移行をいたします。

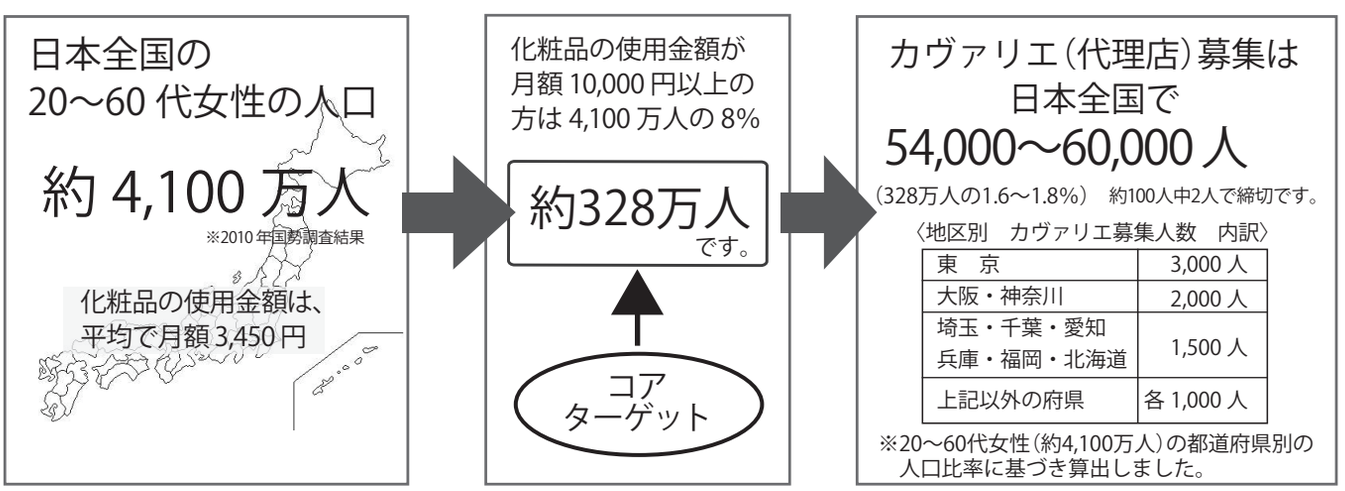

オードビー・ジャポンは、この328万人の皆様が、「コアターゲット層」（中心となる購買層）と考えております。

ビジネスの特徴

●都道府県別に募集人数を設定しており、募集人数を満たした地区から順次、会員募集を打ち切り、「卸地区」に変更いたします。すべての地区が「卸地区」になった段階で、「販社制」に移行します。

●販売において強引／強要／無理強いは一切不要です。

●ビジネス会員、愛用会員ともに1人1登録に限ります。

●過剰な在庫を抱える必要はありません。

●ご自身が必要な商品を購入していただきます。オートシップではありません。

●ご自身が「素肌美」になるための使用量で、資格の継続ができます。

「販売」ではなく「素肌美に興味のある方探し」、すなわち「宣伝活動」です。

「販売」ではなく「素肌美に興味のある方探し」を中心とした活動をしてください。
よって、「強引」「強要」「無理強い」などは一切不要です。

Step1	まずは「素肌美」に興味のある方探しです。 →興味のない方に、熱心にご説明され過ぎますと「強引」と受け取られてしまいます。
Step2	「素肌美」に興味のある方に、「6日間集中ケアセット」のチラシをお渡し、お客様に検討していただきます。 →「6日間集中ケアセット」を実際に購入する、しないは、お客様にご判断いただきます。
Step3	検討の結果「6日間集中ケアセット」を購入。 →購入されたお客様は、「素肌美」に興味がある方なので、必ず結果が出るはずです。
Step4	その結果をもとに、お客様にさらにご選択いただきます。

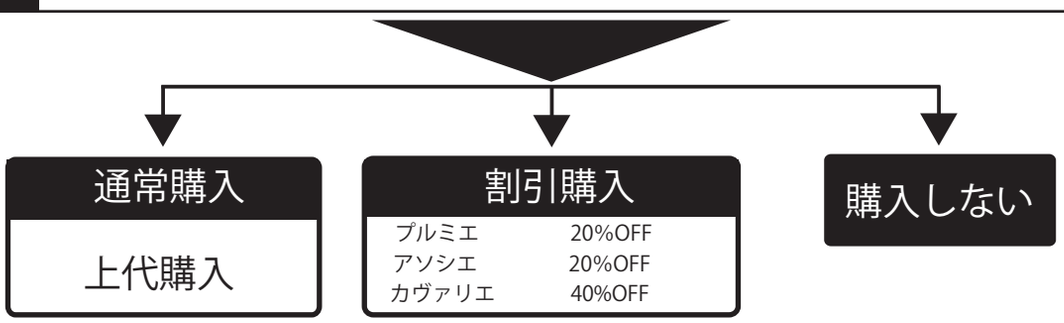

お住まいの地域に素肌美人の輪を広めてみませんか？

「素肌美」に興味のある方を「美しく」「綺麗」にすれば「感謝」され「喜び」が生まれます。
その喜びの輪の大きさが大きくなればなるほど「大きな収入」にもつながります。
また、共通の話題を持った仲間が増えれば「楽しい」毎日が過ごせますよね。

ぜひ、そのようなお仕事をして
将来の安定を得てみませんか？

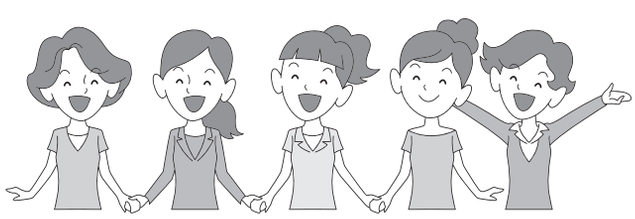

商　品

主原料フルーツ酵母発酵液

特許証
特許第3704342号
小川 洋

7種類の選ばれた「果実の力」と60年間守り続けた「酵母の力」で
完成したフルーツ酵母発酵液。
その4つの肌活性効果が認められ、特許を取得。
他社には絶対まねのできないオードビー・ジャポン独自のうるおい浸透成分です。

特許番号　第3704342号

発明の名称　保湿剤並びに該保湿剤を配合した皮膚化粧料及び美容用飲食品

今までの「常識」や「概念」にとらわれず、原料や成分、生産方法をすべてはじめから見直しました。
そうして作り上げた私たちの基礎化粧品 vis-á-vis（ビザビ）シリーズは、特許成分フルーツ酵母発酵液を精製水の代わりに使用しています。
その結果化粧水は、フルーツ酵母発酵液の配合率92.9%（内BG5%）、その他有効成分を合わせると実に、美容成分99.80%と、今までの常識をくつがえす基礎化粧品を実現しました。

ボーナス対象商品

表示価格はすべて税別です。

商品コード	商　品　名	内容量	100%	80%	60%	50%
1101	ノーブルピュアソープ【単品】［洗顔石鹸］	80ｇ	3,500円	2,800円	2,100円	1,750円
4102	サボン　ドゥ　スフレ　［洗顔料］（泡洗顔）	170ｇ	8,000円	6,400円	4,800円	4,000円
1103	フェイバリットクレンジングオイル　［メイク落とし］	200ml	8,000円	6,400円	4,800円	4,000円
1104	ナーシングローション　［化粧水］	100ml	8,000円	6,400円	4,800円	4,000円
1106	ジェントルサポートエッセンス　［美容液］	35ml	15,000円	12,000円	9,000円	7,500円
1107	アプルーヴァルクリーム　［保湿クリーム］	35ｇ	15,000円	12,000円	9,000円	7,500円
1108	コンヴィクションオイル　［美容オイル］	35ml	10,000円	8,000円	6,000円	5,000円
3009	センシーヴルエミュルシオン　［保湿乳液］	85ml	10,000円	8,000円	6,000円	5,000円
3018	ルヴァンソヴール　クリーム　［保湿クリーム］	20g	17,000円	13,600円	10,200円	8,500円
4104	ニューフェアベルベットクリーム　［日やけ止め＆化粧下地］	50ｇ	9,800円	7,840円	5,880円	4,900円
3100	シルキーファンデーション（アイボリー）［クリームタイプ］	30ｇ	6,000円	4,800円	3,600円	3,000円
3101	シルキーファンデーション（ナチュラル）［クリームタイプ］	30ｇ	6,000円	4,800円	3,600円	3,000円
3102	シルキーファンデーション（オークル）［クリームタイプ］	30ｇ	6,000円	4,800円	3,600円	3,000円
3103	ライトパウダー（専用コンパクト入）［フェイスパウダー］	12ｇ	7,500円	6,000円	4,500円	3,750円
3104	ライトパウダーリフィル（詰替用）［フェイスパウダー］	12ｇ	5,000円	4,000円	3,000円	2,500円
1113	エフィカスヘアエッセンス　［頭皮用トリートメント］	120ml	10,000円	8,000円	6,000円	5,000円
1114	プログレスシャンプー　［ノンシリコン］	500ml	6,000円	4,800円	3,600円	3,000円
1115	ラプチャートリートメント　［ノンシリコン］	300 ｇ	6,000円	4,800円	3,600円	3,000円
1109	イフェクティヴエッセンスC［ビタミンC美容液］	35ml	18,000円	14,400円	10,800円	9,000円
1110	インテンシヴエッセンス　［イオントリートメント用美容液］	35ml	10,000円	8,000円	6,000円	5,000円
1140	サルベイトジェルパック　［炭酸ガス美容パック］	A剤12g　×6包 B剤25g　×6包	10,000円	8,000円	6,000円	5,000円
1111	アクセルソニックジェリー　［美顔器用マッサージジェル］	280ｇ	6,000円	4,800円	3,600円	3,000円
2100	ビザビイオ　［多機能健康美容機器］	1台	220,000円	198,000円	198,000円	198,000円
		◆買替価格◆	→	◆120,000円◆		
8003	ビューティースポットライトゼリー	25g×30袋	15,000円	12,000円	9,000円	7,500円
3020	体内職人	300mg×150粒	16,000円	12,800円	9,600円	8,000円

ボーナス対象外商品

表示価格はすべて税別です。

商品コード	商　品　名	内容量	一般価格	カヴァリエ価格
8005	オーチャードオールインワンミルク［ボディミルク］	200ml	5,600円	3,600円
8002	アルバニックオイル　［保湿オイル］	200ml	7,000円	4,500円

マーケティングプランの説明

ポイント

①マーケティングプラン内の表示価格（昇格のルール・資格継続のルール）はすべて税別です。
②ボーナス（報奨金・マージン）を受け取るためには、その月に「ボーナス対象商品」で20,000円（税別）以上の自己購入が必要となります。
※1 資格継続のルール並びに送料などの対象金額は「ボーナス対象外商品」も含みます。

非常に価値ある権利　カヴァリエ（代理店）になるために

1.カヴァリエ会員への近道

①初回のみボーナス対象商品を上代で42,000円以上購入してください。
②「購入権利を継続するルールの承諾書」をご提出ください。

→ 翌月カヴァリエに昇格！（40%OFF）

2.アソシエ会員からカヴァリエへの道

①初回のみボーナス対象商品を上代で23,000円以上購入してください。

ナーシングローション(化粧水)
と
どちらか
ジェントルサポートエッセンス（美容液）
アブルーヴァルクリーム（保湿クリーム）

②「アソシエ確認書」をご提出ください。

→ 翌月アソシエに昇格！（20%OFF）

(1)2ヶ月累計20,000円以上を3回（6ヶ月間）
または、
(2)2ヶ月累計20,000円以上を満たした上で累計60,000円以上（6ヶ月以内）

→ カヴァリエへの道

クリアーされなかった場合は、プルミエ会員（20%OFF)となり、6ヶ月に1度、商品をご購入いただければ、割引は継続できます。

→ 翌月カヴァリエに昇格！（40%OFF）

アソシエ、カヴァリエに昇格すると・・・

①アソシエ（80%権利）、カヴァリエ（60%権利）に昇格すると、各権利で安く商品を購入することができます。
また、マーケティングプランの内容に従い、ボーナス（報奨金）を受け取ることができるようになります。

②資格・購入権利（%）を継続するルールがあります。

アソシエの場合	昇格した月度から 2 ヶ月間累計 20,000 円以上の自己購入	カヴァリエ昇格後も同条件
カヴァリエの場合	A: 昇格した月度から 3 ヶ月間累計 30,000 円以上の自己購入 B: 昇格した月度から 2 ヶ月間累計 20,000 円以上の自己購入	どちらか選択できます

③カヴァリエの方で毎月、60%価格で20,000円以上を購入し、累計120,000円以上になった翌月から“50 %OFF ”で化粧品を購入することができます。
※1 但し、50%権利を継続するには毎月20,000円以上の自己購入が必要です。

◆詳しくは本社まで、お問い合わせください。

ボーナス（報奨金）の説明

ボーナス（報奨金）の表示金額はすべて税込です。

1.紹介ボーナス

紹介ボーナスとは、お客様をご紹介され、その方が商品を購入し、「アソシエ」または「カヴァリエ」を希望されてご入会された場合にお支払いするボーナス(報奨金）です。

①ご紹介いただいた方が「アソシエ」を希望されてご入会された場合　3,500 円
②ご紹介いただいた方が「カヴァリエ」を希望されてご入会された場合　7,800 円

2.クロージングボーナス

クロージングボーナスとは、ご入会までのお手伝いをしていただいた方にお支払いするボーナス（報奨金）です。

①「アソシエ」を希望されてご入会された方のお手伝いをした場合　2,500円
②「カヴァリエ」を希望されてご入会された方のお手伝いをした場合　5,500円

※1 ご紹介～ご入会までのすべてをご自分で行った場合は、
紹介ボーナスとクロージングボーナスの両方を受け取ることができます。

3.レベルボーナス

あなたが直接紹介された方が、10,000円以上の自己購入をされた人数によってレベルボーナスが決定いたします。

【レベルボーナスの内容】

① 0人の場合2段まで
② 1人の場合3段まで
③ 2人の場合4段まで
④ 3人の場合5段まで
⑤ 4人の場合6段まで
⑥ 5人の場合7段まで

受け取ることができます。

※1 詳しくは、右表をご確認ください。
※2 レベルボーナスは毎月変動します。
※3 購入が0円の方のみパスアップして計算されます。

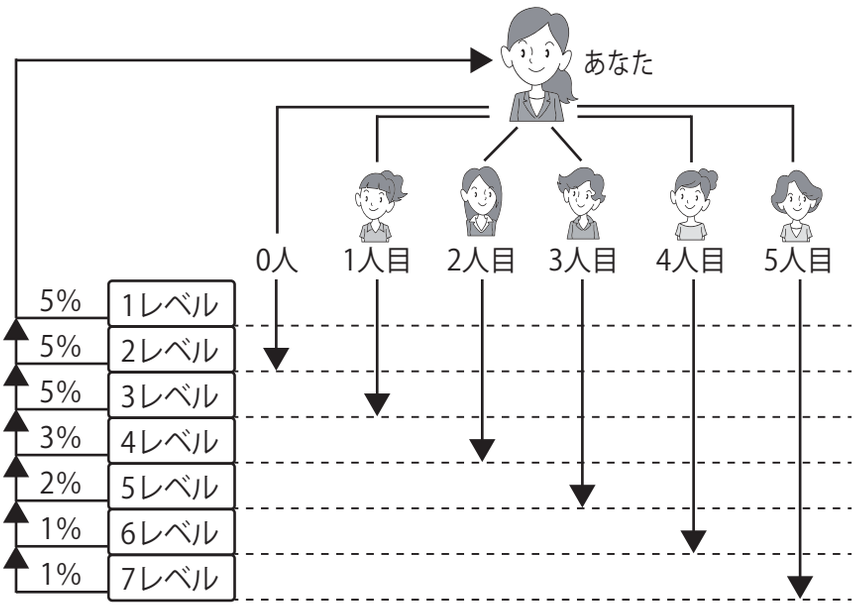

4.ユーザーボーナス

ユーザーボーナスとは、自分以下のグループ内で、2013年1月度以降「アソシエ」、「カヴァリエ」に昇格され、資格を継続されている方の人数によってお支払いするボーナス(報奨金)です。

※1 「自分以下のグループ」には、自分は含みません。
※2 下記の表に基づき、ユーザーボーナスをお支払いします。

	直接紹介 アソシエ・カヴァリエ3人以上	直接紹介 アソシエ・カヴァリエ5人以上 （受領契約が必要です）
10 人～19 人	月額　10,000 円	月額　10,000 円
20 人～29 人	月額　20,000 円	月額　20,000 円
30 人～39 人	月額　20,000 円	月額　30,000 円
40 人～49 人	月額　20,000 円	月額　40,000 円
50 人～59 人	月額　20,000 円	月額　50,000 円
60 人～69 人	月額　20,000 円	月額　60,000 円
70 人～79 人	月額　20,000 円	月額　70,000 円
80 人～89 人	月額　20,000 円	月額　80,000 円
90 人～99 人	月額　20,000 円	月額　90,000 円

①直接紹介でアソシエ、カヴァリエが5人以上になりますと、ユーザーボーナス受領契約が必要となります。

※1 ビジネスとして活動されていない方、組織の運営、販売活動に携わることのない方は「上限50,000円まで」となります。

◆詳しくは本社まで、お問い合わせください。

5.グループボーナス

グループボーナスとは、あなたが直接紹介した「アソシエ」「カヴァリエ」の方が、5人以上常時必要となり、グループ全体の売上が1,000,000円以上が必要となります。そして、1系列の売上が500,000円以上、別系列の売上合計が500,000円以上になりますと発生いたします。 詳細は下表をご覧ください。

※1 自己購入分は主系以外の系列に含まれます。
※2 グループボーナスは、レベルボーナスと同時に発生し、毎月変動します。
※3 ビジネスとして活動されていない方、組織の運営、販売活動に携わることのない方は「上限50,000円まで」となります。

◆詳しくは本社までお問い合わせください。

グループボーナスⅠ	あなた	1系列50万円以 上 別系列合計50万円以 上	グループ内の売上の1％ ※上限金額1系列800万円 まで
グループボーナスⅡ	あなた	1系列100万円以 上 別系列合計100万円以 上	グループ内の売上の2％ ※上限金額1系列800万円 まで
グループボーナスⅢ	あなた	1系列300万円以 上 別系列合計300万円以 上	グループ内の売上の3％ ※上限金額1系列800万円 まで
グループボーナスⅣ	あなた	1系列400万円以 上 別系列合計400万円以 上	グループ内の売上の4％ ※上限金額1系列800万円 まで

会員資格・特別ボーナス

【会員資格】

会員資格は「プルミエ」「アソシエ」「カヴァリエ」「カヴァリエ・リーダー」「地域責任者」の 5 ランクになります。

【特別ボーナス】

特別ボーナスとは、組織の流通拡大に努力され、自身のグループ人数が100人以上となり、その後も流通組織の安定にご尽力いただいている会員皆様にお支払いするボーナス（報奨金）です。（別途本社と契約が必要です）

◆詳しくは本社までお問い合わせください。

ユーザー登録

ユーザー登録書に必ず直筆により、楷書ではっきりと記入・署名・捺印し、本社に提出してください。
（「ユーザー」とは各書面における「会員」を指します。）
到着後、本社にて確認作業を行い、承認されると正式に「ユーザー」として登録されます。
尚、本社での確認作業において「ユーザーとして不適切」と判断した場合、ご入会をお断りさせていただく場合がございますので予めご了承ください。

※1 満20歳未満の方及び学生・専門学校の学生、または自立していない方の入会はできません。
※2 概要書面、契約書面をよくお読みいただき、商品、ビジネス（特定利益、特定負担）の内容をご理解ください。

ボーナス (報奨金)

「マーケティングプラン」に規定された内容に従い、その仕入／購入実績に応じてお支払いする「販売手数料」です。集計基準は毎月15日（休日の場合は翌営業日）を締日とする月単位で集計し、お支払いは当月の26日（金融期間休業日は翌営業日）にお支払いします。

（例）4月度の場合　　締日：5月15日　／　支払い日：5月26日

商品の購入と代金のお支払い

商品の購入のお申込は弊社ホームページまたは、FAX、郵送にて承ります。
また、商品代金のお支払い方法は、①現金（持参・書留）。②郵便振替・銀行振込。③カード払い（本社指定）。④代金引換がございます。ご発注の際は必ず各購入方法専用の「商品発注書」をご使用ください。

※1　FAX を利用される際は、送信後必ず本社に確認のお電話をしてください。FAX が正しく送信されていないと、商品の発送ができませんのでご注意ください。
※2 送料については、全国一律800円（税込）とさせていただきます。但し、購入金額が次の場合、送料は無料となります。
①100％権利者の場合、8,000円（税別）以上、80％権利者の場合、 12,000円以上。
②60％権利者の場合、20,000円（税別）以上。
③50％権利者の場合、30,000円（税別）以上。（別途規定あり）
詳しくは、商品発注書をご確認いただくか、本社までお問い合わせください。
※3　ホームページからもご注文いただけます。（ホームページ：http://www.e-d-v-j.co.jp）

「個人情報保護基本方針」について

当社は、業務上取り扱う当社の会員（顧客）、取引関係者、従業員などの個人情報について、個人情報保護に関する法令及びその他の規範を遵守し、且つ自主的なルール及び体制を確立し、以下の通り個人情報保護方針を定め、これを実行いたします。

尚、この内容につきましては、継続的な見直しを行うとともにその改善・向上に努めることを宣言いたします。

1.当社は、この宣言を実行するために、個人情報保護計画を策定し、当社社員に対して周知徹底及び実行し、その改善・維持に努めます。

2.当社は、個人情報の取得にあたり、適法かつ公平な手段によって行い、不正な方法による取得はいたしません。
また、その利用目的については、書面による明示とともに当社発刊の機関誌などにより公表いたします。

3.当社は、個人情報を間接的に取得する場合、当該情報提供者により第三者提供に係わる法的な手続き（本人同意・オプトアウトの措置）がとられていることの確認を取るように努めます。

4.個人情報の利用は、書面または当社発刊の機関誌に必要事項を公表した範囲で、具体的な業務に応じて、業務遂行上必要な限りにおいて行うものとします。

5.当社は、取得している個人情報の紛失・漏洩・破壊などを予防するため、合理的な安全対策を講じるとともに、必要な是正措置を実施いたします。

6.当社は、業務を 委託するために当社が保有する個人情報を委託先に預託する場合は、当社が定める基準に合致した上で、双方、書面による契約を締結し法令上必要な措置を講じることにします。

7.当社が保有する個人情報を業務遂行上及び組織管理上、本社が定める地域責任者・統括責任者に提供する場合は、予めご本人の同意を得るか、または次項について当社の書類並びに当社の発刊する機関誌並びに当社ホームページに継続的に表記します。（http://www.e　-d-v-j.co.jp　）
（1）業務遂行上及び組織管理上、本社が定める地域責任者・統括責任者への情報提供があります。
（2）提供される個人データ：会員番号・氏名・販売実績・ボーナス（報奨金）・直接紹介者など。
（3）書面にての開示を原則とするも、業務遂行上、急をようする場合にはこの範疇をこえるものとする。
（4）本人の請求に応じて、情報の提供を停止することができるものとする。

8.当社が保有する個人情報の主体であるご本人から、自己の情報について、開示、訂正、追加または削除、並びに消去及び停止の請求があった場合は、これに延滞無く対応いたします。

《個人情報保護に関するお問い合わせ先》
個人情報保護担当窓口　TEL：0120-882-474

制定　2005年 4月1日
改訂　2014年11月1日

株式会社オードビー・ジャポン会員規約

2022年　9月改正

はじめに

このオードビー・ジャポン会員規約は、「特定商取引に関する法律」（以下「特商法」という）の第三章「連鎖販売取引」及び「薬事法」、「その他関連諸法令」を遵守し、オードビー・ジャポンビジネスの健全な発展に資するため、株式会社オードビー・ジャポン（以下本社という）と「ユーザー登録書」を提出し本社に登録された方々（以下会員という）との取引並びに会員と顧客との取引に関して規約するものです。尚、本社は、本規約書面内容を各会員に対して事前の連絡なしに変更する権利を有します。

第１条 〔概要書面〕
「概要書面」とは、「特商法」によりオードビー・ジャポンビジネスの概要を説明する際、すべての方に対して交付が義務付けられている書面です。

第２条 〔契約書面〕
「契約書面」とは、「特商法」により、主宰会社（本社）と入会希望者との間で取り交わす書面として交付が義務付けられている書面です。

第３条 〔ユーザー登録書〕
個人または法人が、自主的に本社の会員として登録するための書類です。ユーザー登録書は、「契約書面内」に添付されています。
１ー入会希望者の直筆により、楷書ではっきりと記入・署名・捺印し、本社に提出してください。
２ー①学生及び専門学校の学生を除く20歳以上の自立した成人。②「概要書面」、「契約書面」の内容及び本社の販売する商品の有用性を理解している方。③本社マーケティングプランを理解されている方が入会の申込ができます。
３ー１人の個人または、法人に対して１登録とします。いかなる理由があっても、２つ以上の登録は認めません。
４ー本社は、入会希望者が不正確または虚偽の内容を記入することを禁止します。尚、本社が明らかに虚偽の内容と判断した場合には登録を拒否します。また、登録後でも本社は会員資格を剥奪する権利を有します。
５ー「ボーナス（報奨金）振込先金融機関」の記入に不備があり、ボーナス（報奨金）の振込に問題が生じても本社は一切責任を負いません。また、その際のボーナス（報奨金）の未払いについては、会員本人より連絡がなく、支払いの不可能な状態が発生月より１年以上経過した場合、会員は本社に対するボーナス（報奨金）請求の権利を失うものとします。
６ー登録後、住所や電話番号、ボーナス（報奨金）振込先金融機関など登録内容に変更が生じた場合は、変更内容を本人が直筆で記入し、捺印の上、速やかに本社に提出するものとします。

第４条 〔会員〕
会員とは、「商品の割引購入（愛用者）」または「ビジネスとして販売活動・勧誘活動」を目的にした方が、本社に「契約書面」内の「ユーザー登録書」を提出し、本社が承認・登録をした後、会員番号を持つすべての方のことをいいます。
但し、登録後、何らかの理由により脱退した方、除名や資格の剥奪をされた方はその範疇には入りません。
会員資格には「プルミエ」「アソシエ」「カヴァリエ」「カヴァリエ・リーダー」「地域責任者」の5つの資格があり、
「カヴァリエ・リーダー」からは特別ボーナス（報奨金）の受領対象となります。
尚、昇格の条件については、本社が定めるものとします。詳しくは本社までお問い合わせください。

【会員の注意事項】
１ー各会員は、本社から完全に独立した１事業者であり、各自の責任において特商法・薬事法・その他関連諸法令・会員規約に反してはなりません。
２ー各会員は、自分の収入【ボーナス（報奨金）、小売販売利益など】の内容を自分自身の責任で確定申告し、税金を納める義務を負います。
３ー特別ボーナス（報奨金）受領資格者は、自己のグループに対して正しく情報伝達を行う義務を負い、業務に関する質問などに対応できるようにしなければなりません。
４ー地域責任者は、オードビー・ジャポンにおいて中心となる会員資格です。従って、専業が条件となり、下部会員の見本となる言動、活動実績、統率力、人格を有していなければならないものとします。
５ー本社に付する商標、ロゴマークなどを使用する場合は、必ず事前に本社の了承を得るものとします。
６ー宣伝・商品案内に対して、本社以外で製作した資料を配布してはいけません。万が一、配布をする場合は、どのようなものであってもすべて書面にて本社の事前了解を得るものとします。
７ー会員本人が死亡した場合、その会員の資格は、親族並びに、本社が定める地域責任者より本社に対して「相続」の申し出をすることができます。その相続者が適切であるかを本社と本社が定める地域責任者が協議し、本社より承認された場合に限り「相続」できるものとします。

【会員の禁止事項】
各会員は、下記事項に該当したことが判明した場合、当該会員のラインにある下部グループは無条件に変更されるか、資格降格、期限付き資格降格もしくは、資格を剥奪されるものとします。
１ー①本規約並びに関連諸法令に反した場合。②本社の方針に著しく逸脱し且つ本社の名誉を傷つけ損害を与えた場合。
２ーオードビー・ジャポン組織内において、他のグループ・他社の商品などに対する不公正・不正確な比較や言動、誹謗中傷や他社商品の斡旋・販売などを含む誤解を招く言動・行動。
３ー会員間において金銭の貸借を行うこと。
４ー自己のグループ内において、主旨、理由、金額などの詳細を明確にせずに金銭の徴収を行うこと。

第５条〔販売活動〕

１－販売活動は、各会員の責任において適法に行うものとし、その販売活動において生じた、いかなる負債や違反によって生ずる義務や責任は、各会員の責任で対処するものとします。よって各会員は、その販売活動を行う 際、本社及び関連会社、その役員、取締役、代理人などにその責任を及ぼすことがないように留意するものとします。

２－各会員は、本社より仕入／購入した商品を他の方に販売する場合、その方に対して領収書を渡す義務があります。

３－各会員は、各自が販売した販売先／購入者に対してクーリングオフに応じる義務があります。
販売先／購入者から「解約」の申し出があった場合（対象商品が販売先／購入者に到着してから20日以内）、「クーリングオフ」として受け入れ、販売先／購入者に対して速やかに返金しなければなりません。

第６条〔雇用契約との違い〕

本社と会員の間には雇用契約はありません。従いまして就業規則もありません。
オードビー・ジャポンビジネスは、あくまでも各会員が1人の自立した責任ある個人事業主として、本規約及び関連諸法令遵守のもと、販売活動を行っていただきます。オードビー・ジャポンビジネスの収入は、時間給ではなく小売販売によって得た利益と各実績に応じて本社より支払われるボーナス（報奨金）です。

第７条〔商品発注書〕

１－商品の仕入／購入に際しては、各購入権利専用の商品発注書を使用するものとします。

２－発注者本人が直筆で署名し、必要事項を漏れなく楷書ではっきりと記入してください。
※1 弊社ホームページのご注文フォームから発注いただく場合は、「必要事項」を正確に入力してください。

３－誤った記入(入力)により、資格の取得・昇格やボーナス（報奨金）などの計算に問題が生じても、本社は一切の責任を負いません。

４－発注に際しては、①現金（持参・書留）。②郵便振替・銀行振込。③カード払い（本社指定）。④代金引換（代引）のいずれかの方法により、商品代金を支払うものとします。また、発注は、各月１日より当月分の仕入／購入として受付けます。

５－各会員は、本社から要請があった場合、前回までに仕入／購入をした商品の在庫と販売先などを報告する義務を有します。

６－商品仕入／購入実績の集計基準は、原則として当月分の「締日」までに入金確認の取れた発注分までとします。詳しくは「概要書面」、「契約書面」を参照してください。何らかの事情により本社が「締日」の変更を行う際は、その変更に基づくものとします。

７－商品の出荷や送料については、「商品発注書」の記載事項に基づくものとします。

８－商品が運搬中に破損した場合または商品に不具合があった場合、本社は速やかにその商品の交換に応じるものとし、商品交換に関わる費用は本社が負担します。但し、商品交換の期間は、当該商品が発注者に到着した日から20日以内に限るものとします。

第８条〔ボーナス（報奨金）〕

ボーナス（報奨金）とは、本社が会員に対して、「概要書面」「契約書面」に規定された内容に従い、その仕入／購入実績に応じてお支払いする「販売手数料」です。

①実績の集計基準は、原則毎月 15 日（休日の場合は翌営業日）を締日とする月単位で集計し、ボーナス（報奨金）の支払いは、当月の 26 日（26 日が金融機関の休業日である場合は翌営業日）に支払います。
（例）4 月度の場合　　締日：5 月 15 日　／　支払い日：5 月 26 日

②ボーナス（報奨金）の支払い方法は、「ユーザー登録書」に記入いただいた「ボーナス（報奨金）振込先金融機関」にお振込いたします。

③本規約や関連諸法令に違反、クーリングオフ、キャンセルが発生した場合は、既に支払われたボーナス（報奨金）を本社に返金しなければなりません。
※1 上位者並びに紹介者は、自分が勧誘した会員に、この事項をよく理解させ爾後のトラブルの発生防止に留意しなければなりません。

④「まとめ払い」について
a）発生したボーナス（報奨金）合計金額（送金手数料を差し引く前の金額）が3,000円未満の場合、「まとめ払い」の対象になります。
b）対象になったボーナス（報奨金）は一旦本社で預かり、次月以降において累計で 3,000円 をこえた場合、その月にまとめてお支払いいたします。
c）ボーナス（報奨金）支払明細書は、発生の都度送付いたします。
※1 「まとめ払い」を希望されない場合は、ボーナス（報奨金）支払明細書が届いた後、本社にご連絡ください。ご 連絡後、所定の手数料を差し引いてお振込みいたします。

第９条〔会員脱退届〕

会員としての販売活動を停止し、脱退を希望する場合は、本人の直筆による「脱退届」を本社に提出することにより脱退できるものとします。「脱退届」が提出されると、①提出した月のボーナス（報奨金）は発生しません。②本社から直接、商品を購入する権利が失われます。③脱退後は脱退した月から6ヶ月間、再登録はできません。

第１０条　〔 クーリングオフ 〕

１ー「契約書面」の受領日または商品到着日のいずれか遅い日より20日以内に、書面によりお申込の撤回及びお申込の解除を行うことができます。

２ークーリングオフの効力は、書面を発信したとき（郵便消印）に生じます。

３ークーリングオフが発生した場合、速やかに返金またはキャンセル処理をいたします。尚、商品出荷及び受領の場合は速やかに本社までご返送ください。

４ークーリングオフに関して、不実の告知による誤認または威迫により困惑してクーリングオフができなかった場合、改めてクーリングオフできる旨の書面を受領し、その内容について説明を受けた日を含む20日間を経過するまではクーリングオフができます。

５ークーリングオフ期間中の解除に基づく商品の回収にかかる手続き及び経費は本社が負担するものとし、お客様にそれを負担していただく必要はありません。

第１１条〔 特商法及びその他関連法令 〕

「特商法」の法律遵守のため、各会員は下記事項を遵守しなければなりません。

１ー会員の氏名・社名などの表示義務

勧誘に先立って相手方に対して、各会員は自分の氏名・社名・発売元（本社）の名称と商品名を明らかにしなければなりません。また、あたかも本社の社員と誤解を招く言動や行動をとってはいけません。

※1 クレジット・カードなどの申込時に、勤務先名を「株式会社オードビー・ジャポン」と記入することは不可。

２ー書面交付の義務

特商法第37条第1項「概要書面」及び同第2項「契約書面」の書面の交付を必ず実行してください。

３ー禁止行為

①重要事項の不告知。②不実の告知。③公衆の出入りしない場所での勧誘。④威迫。⑤困惑。⑥断り、否定の表現があった場合の再勧誘。⑦誇大広告並びに誇大表現。

【例示】

ー勧誘に際し、誰でも特定利益を収受し得ることが確実であると誤解されるような、断定判断を提供すること。
ー相手方の意志に反し、強制的且つ迷惑をかける方法で勧誘すること。
ー故意に重要なことについて事実を告げず、実効的であれ、思考的であれ、誇大表現や不実を告げること。
ー老人・未成年者などの判断の不足に乗じて勧誘すること。
ー本社が定める書面並びに必要書類に、住所・電話番号・生年月日・年齢・職業など虚偽の記載をさせること。
ー断り、否定の表現があった場合の再勧誘。
ー相手方の申込み、または承諾がないにも関わらず、契約または販売が成立したかのように偽って代金または物品を請求すること。
ー相手方の支払能力をこえることが明らかであるにも関わらず、融資またはその斡旋をすることにより商品を販売すること。
ー相手方の意に反して、長時間もしくは非常識的なる時間にわたり、強引もしくは威迫的な方法により勧誘すること。
ー相手方を威圧、もしくは脅迫、または相手方に心理的な不安を与える言動をとること。
ー相手方の健康・運命などに関して、心理的な不安を与える言動並びに行動をとること。
ー相手方の生命・身体または財産に対し、危害を及ぼすような言動並びに行動または威迫的な言動・態度をとること。
ー過量販売。（当面必要としない過大な量の商品を販売したり、在庫をさせようとしたりする行為）
ー電子メール受信承諾を得ず、電子メールを送信すること。

４ー契約申込撤回

クーリングオフ期間（20日間）内であれば、その申込の撤回及び契約の解除は無条件にて行わなければなりません。また、その行為を如何なる理由があろうとも絶対に妨げてはなりません。

５ー中途解約・返品制度

会員はユーザー登録後、理由の如何を問わず脱退することができます。尚、1年未満である場合は、購入した商品を返品することが できます。

但し、下記①～④の条項いずれかに該当した場合には、その購入した商品を返品することはできません。

①商品の引渡しを受けた日から 90日を経過している。
②商品を再販売している。
③商品を使用または消費している。（連鎖販売業者「紹介者」が商品を使用させ、または消費させた場合は除く。）
④自らの責任で商品を滅失または毀損した。

第１２条〔 合意管轄 〕

契約に関連し、万一紛争が生じた場合、本社の所在地を管轄する裁判所をもって管轄裁判所とすることに、双方合意するものとする。

クーリングオフのお知らせ

1.契約書面受領日または商品到着日のいずれか遅い日より20日以内に、書面によりお申込の撤回及びお 申込の解除を行うことができます。
2.クーリングオフの効力は、書面を発信したとき（郵便消印）に生じます。
3.クーリングオフが発生した場合、速やかに返金またはキャンセル処理をいたします。尚、商品出荷及 び受領の場合は速やかに本社までご返送をお願いいたします。
4.クーリングオフに関して、不実の告知による誤認または威迫により困惑してクーリングオフができなかった場合、改めてクーリングオフできる旨の書面を受領し、その内容について説明を受けた日を含む20日間を経過するまではクーリングオフができます。
5.クーリングオフ期間中の解除に基づく商品の回収にかかる手続き及び経費は株式会社オードビー・ジャ ポンが負担するものとし、お客様にそれを負担していただく必要はありません。

クーリングオフの手続き

【表 面】

郵便はがき

1 0 3 0 0 0 4

東京都中央区
東日本橋３−２−４
八光ビル２階

株式会社オードビー ジャポン御中

ご住所
お申込者名
電話番号

【裏 面】

申込日　　商品受取日
平成　年　月　日
販売担当者　氏名
販売担当者　住所・電話番号
商品名
右記日付の申し込みは撤回いたします

左のように必要事項をはがきなどにご記入のうえ、郵送してください。
※簡易書留扱いが確実です。

【消費者相談窓口のお知らせ】
株式会社オードビー ジャポン
消費者相談窓口
東京都中央区東日本橋3−2− 4
八光ビル２階

【フリーダイヤル】
0120−882−474

中途解約・返品制度

ユーザー登録後、理由の如何を問わず脱退することができます。尚、ユーザー登録後、1年未満である場合は、購入した商品を返品することができます。

ただし、下記①〜④の条項のいずれかに該当した場合には、その購入した商品を返品することはできません。
①商品の引き渡しを受けた日から90日を経過している。
②商品を再販売している。
③商品を使用または消費している。（連鎖販売業者｛紹介者｝が商品を使用させ、または消費させた場合は除く）
④自らの責任で商品を滅失または毀損した。

尚、返金額は、
ア）商品が返還または、引き渡し前の場合、販売価格の10%相当額並びに当該返品商品の購入により既に受領済のボーナス（報奨金）などを差し引いた額。
イ）商品が返還されない場合は上記制度は適用外となります。（当該返品に伴う送料などの経費は返品申し出者の負担となります。）但し、返品を受けるべきお客様の紹介者並びに上位の会員が既に登録の抹消などの理由により、返品の対応が困難な場合は、本社が最終的な責任者として対応いたします。